

世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高校生世代から24歳以下の悩みや困難を抱える若年女性（以下「若年女性」という。）が気軽に立ち寄り安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、若年女性支援の充実を図るために実施する悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、若年女性が気軽に立ち寄り、カフェのようなゆるやかで柔らかい雰囲気の中、安心して自由に過ごせる居場所を区内に開設するものであって、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 実施主体 次に掲げる要件を満たす事業者であって、区長の承認を受けたものであること。

ア 東京都内に事務所又は活動拠点进行有する法人又は団体であって、若年女性を対象とする支援事業の実績が継続して1年以上あるもの。

イ 若年女性への支援を充実させていくことに関し、相当の知識及び熱意を有する者であること。

ウ 政治又は宗教活動を目的としない法人又は団体であること。

(2) 実施内容 次に掲げる区分ごとに定める要件を満たすものであること。

ア 通常開室 若年女性が、安心できる空間で、個を大事にしてもらいながら、安全に過ごすことができる居場所を運営し、一人でのんびりと過ごしたり、スタッフや他の利用者とおしゃべりしたり、宿題や勉強ができる等、自由に過ごせる環境を整えること。また、日常的な関わり合いの中で、現場スタッフに、日頃の悩みや人間関係や勉強・進路のこと等、気になることをいつでも気軽に話せる環境を整え、相談対応を実施すること。なお、利用者の相談内容によって、より専門的な相談が必要とされる場合は、イの専門的な相談対応へつなげること。

イ 専門的な相談対応 若年女性が、自分の身体のことや性に関すること等の女性に特化した悩みに対して、より専門的な相談がしたい場合に、資格を持つ専門職のスタッフに個別に相談できる日（以下「専門相談日」という。）を設けること。

ウ フォローアップ対応 利用者の相談内容に応じて、専門機関等への同行支援等のフォローアップを行うこと。

エ メール、SNS（LINE等をいう。以下同じ。）等による対応 若者の利用が多いメール、SNS等を活用し、居場所利用に対する問い合わせの対応及び登録利用者のフォローアップを実施すること。

（３）実施日時 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 通常開室 週２日以上、かつ、１日６時間以上開室すること。ただし、若年女性が利用を希望するときに利用することができるよう時間帯には十分配慮すること。

イ 専門的な相談対応 通常開室日のうち、月２日以上は、専門相談日を設けること。

ウ フォローアップ対応 利用者の状況に応じて通常開室日以外も含め、随時実施すること。

エ メール、SNS等による対応 通常開室日の時間内は、必ず実施すること。

（４）実施場所 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 実施場所については、区と事前に協議の上、若年女性の利便性等事業の実施に適した場所とすること。

イ 拠点となる場所を１箇所定めて実施すること。ただし、やむを得ない理由により拠点となる場所で実施できない場合は、他の場所で実施することを可とする。

（５）機能及び設備等 次に掲げる要件を満たす機能及び設備等を有すること。

ア 居場所の利用は無料で実施すること。

イ 居場所の利用は「登録制」とし、身分証明書等で本人確認をしたうえで、登録をすること。

ウ 実施場所のスペースは、おおむね５～１０名程度の利用者が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有するスペースを確保すること。

エ 独立した専用の相談スペースを個別に設けること。ただし、実施場所と同じ建物内に整備するものとする。

オ 飲み物や軽食を無料で提供すること。

カ 生理用品や生活用品等を無料で提供すること。

キ 無料のWi-Fi（公衆無線LANをいう。以下同じ。）接続環境を整備し、Wi-Fiの利用ができる環境であること。

ク 携帯電話等の各種電子機器の充電ができる環境を整備すること。

（６）職員配置 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 利用者に接するスタッフは、全員女性であること。

- イ 通常開室日においては、女性支援事業に意欲のある現場スタッフを2名以上配置すること。
- ウ 現場スタッフ2名のうち、1名以上は、「女性支援事業や社会福祉事業に従事した経験のある者又は有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、助産師、心理士等）」であること。
- エ 専門相談日においては、現場スタッフ2名以上に加え、女性に特化した悩み等に対応できる有資格者（助産師、心理士、保健師、看護師等）のスタッフを1名以上配置すること。
- オ 通常開室日以外の日にはフォローアップ対応ができる職員を配置すること。

(7) 関係機関等との連携 他の機関で対応することが適切であると考えられる場合は、利用者の状況に応じて、官民の女性相談・支援機関等に紹介する等の適切な対応を行うこと。特に、事業者単独での対応が困難な事例については、関係機関と連携を図りながら、関係者間で共通認識のもと対応に当たること。

(8) 会議等への参加 区が必要と認めた会議等に参加するなど、区内の若者支援機関等と積極的に連携し、地域資源の活用や情報の共有を図ること。

2 区長は、前項第1号の承認を受けようとする者に、次に掲げる書類を添付した世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業承認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を事業の開始前であって区長が指定する日までに提出させるものとする。

- (1) 事業を実施する団体等の規約
- (2) 事業を実施する団体等の資格を証明する書類（法人でない等の理由により資格を証明する書類を有しない場合は、団体設立時の総会の議事録及び直近の総会の議事録並びに直近の総会で議決された予算及び決算が分かる書類）
- (3) 事業を実施する団体等の構成員名簿
- (4) 事業を実施する場所の図面
- (5) 事業執行計画書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が指定したもの

3 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、第1項の要件に適合し、承認することが適当であると認めたときは世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業承認通知書（第2号様式）により、承認することが適当でないと認めたときは世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

4 区長は、前項の規定により事業の実施の承認を受けた者（以下「実施施設」という。）に、次に掲げる場合においては、速やかに区長へ届出をさせなければならない。

(1) 事業を実施できない事情が生じた場合

(2) 事業利用者に事故が発生した場合

5 区長は、実施施設が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、事業の実施の承認を取り消すことができる。

(1) 第1項各号に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

(2) 実施施設がこの要綱の規定に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施施設として不適当な事由が生じたとき。

6 区長は、実施施設に対し、前月の事業の実施状況の報告を毎月15日までに行わせるものとする。

(保険加入)

第3条 区長は、事業利用者の事故に備えて、実施施設に対して、傷害保険及び賠償責任保険に加入させるものとする。

(秘密の保持等)

第4条 区長は、実施施設に対して、事業の対象者等への対応に十分配慮させるとともに、事業遂行上知り得た秘密については、事業遂行以外に用いさせてはならない。

(研修等)

第5条 区長は、実施施設に対して事業に従事する者に各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めさせるものとする。

(事業の周知)

第6条 区長は、地域住民等に対して、世田谷区広報又はパンフレットの発行、看板の設置等により、事業の内容の周知に努めるものとし、実施施設に対しても同様に周知に努めさせるものとする。

(関係機関等との連携)

第7条 区長は、事業の実施に当たっては、総合支所保健福祉センター各課、子ども・家庭課、保健所、医療機関、支援団体等の関係機関の間の連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めるものとし、実施施設に対しても同様に努めさせるものとする。

(報告等)

第8条 区長は、実施施設に対し、第2条第6項の規定による毎月の報告のほか、必要に応じて事業の実施状況等について報告を求めるとともに指導し、又は職員を派遣して実地に調査をさせることができる。

(補助金)

第9条 区長は、事業を実施する事業者に対して、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。